

川崎市調査票点検担当からのお知らせ VOL.5

※タイトルを変更しました

～お問い合わせの方法について～



令和3年11月より川崎市様から要介護認定事務業務を受託した（株）日本ビジネスデータプロセッシングセンターです。川崎市様と協同して認定調査票の適正化や効率的で効果的な業務の遂行に取り組んでまいります。

【問合せ携帯電話番号一覧】

弊社では委託事業所様へ認定調査票に関するお問い合わせを、携帯電話からさせて頂いております。下表のいずれかの番号よりお問い合わせ致しますので、ご承知おきください。

携帯電話番号	
1	070-1513-7838
3	070-1513-7840

2024年4月1日より
携帯電話の運用が変更となりました

お問い合わせ時の確認事項

調査員様へのお問い合わせの際は弊社担当が「川崎市、調査票点検担当の〇〇です。」と名乗ります。個人情報保護の観点から調査対象者の「苗字」と「調査日」をお伝えしますので、「氏名（フルネーム）」と「被保険者番号」をお答えください。

【お問い合わせ例】

点検担当者「川崎市、調査票点検担当の〇〇です。××居宅の□□様のお電話で間違いありませんでしょうか。」

◇月◇日に調査頂いた△△様の調査票の件でのお問い合わせです。個人情報の観点から△△様の被保険者番号とフルネームを確認させて頂いてよろしいでしょうか。」

調査員様「被保険者番号123456789の△△ ▽▽様です。」

点検担当者「ありがとうございます、確認が取れました。では、確認内容ですが～」

ご協力をお願い

・問い合わせ時は認定調査員テキストをご準備頂ければ幸いです。


認定調査員テキストに記載されている内容に沿って問い合わせをさせて頂きます。スムーズな問合せのためにお手元にテキストをご準備頂ければ幸いです。

・コールバック時は「事業所名」「調査員氏名」をお伝えください。

たくさんの調査票を確認していますので、スムーズな対応のために「事業所名」「調査員氏名」をお伝え頂きますようお願いいたします。

・点検担当者からのお問い合わせ後、調査票資料は破棄せず、1か月程度手元に保管頂くようお願い致します。

再度職員からお問い合わせさせて頂く場合がございます。



～調査票の記載に関する留意点について～

川崎市より委託を受けられている調査員様へ調査票のご記入の際に留意していただきたい内容をお知らせ致します。

【認定調査票（概況調査）について】

グループホームや特定施設入居者生活介護など日数を記載するサービスについて、**調査月の実日数**を記載頂くようお願い致します。

≪ 8月の1か月間、利用がある場合 ≫

・在宅利用：認知症対応型共同生活介護（グループホーム） **月 31日**

【特記事項について】

第1群 1-1 麻痺等の有無

Q1：手指の握力低下がある場合は「その他」を選択するのか？

⇒ A：手指は上肢に含まれるため、上肢の確認動作ができれば「その他」は選択しない。
(平成28年8月23日 川崎市事務連絡より)

【記載例】

『両上下肢は規定の高さで挙上・保持できた。関節リウマチにより両手指の握力低下があるが、特記のみとする。』

原則として「手指は上肢に含まれる」という考え方で、点検・お問合せをしております。確認動作の中には手指の握りは含まれていませんので、確認動作が行え、握りが弱いなどがあれば、「麻痺なし」を選択し、それらの情報は特記に記載してください。

また、「その他の麻痺」に含まれるのは「四肢の欠損」、「上肢下肢以外の麻痺（例 顔面麻痺等）」となります。

第2群 2-4 食事摂取

Q2：点滴のみで栄養補給を行っている場合は「全介助」を選択するのか？

⇒ A：「介助されていない」を選択する。(平成28年11月17日 川崎市事務連絡より)

【記載例】

『入院中で点滴による栄養補給のみ行っている。食事摂取の定義に当てはまるような介助が発生していないため、「介助されていない」を選択。』

原則として「点滴」のみで栄養補給をしているとの情報が得られた場合は、『介助されていない』を選択するという考え方で、点検・お問合せをしております。

2-4 食事摂取の調査項目の定義には、「食事摂取の介助には、経管栄養の際の注入行為や中心静脈栄養も含まれる」と記載されています。(認定調査員テキスト P78)

なお、特別な医療の中の「6-1. 点滴の管理」については、これまで通り記載してください。

原則の考え方をお伝え致しましたが、基本調査項目の定義にうまく当てはまらない場合等、判断に迷う際には、各基本調査項目の定義等に基づき選択した上で、対象者の具体的な状況（介護の手間、平均的な手間の出現頻度、選択に迷った状況等）と判断根拠等が介護認定審査会に伝わるように、特記事項に記載頂くようお願い致します。